

事務連絡
令和6年3月18日

各 都道府県 母子保健主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

「性と健康の相談センター事業」における「基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援加算」の取組と周知について
(依頼)

日頃から、母子保健行政の推進に格段の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。
こども家庭庁では、かねてより都道府県等が実施する「性と健康の相談センター事業」におけるプレコンセプションケアの取組の支援に努めてきたところですが、令和5年12月22日に閣議決定されたこども未来戦略では、「基礎疾患のある妊産婦や妊娠を希望する女性等に対する妊娠と薬に関する相談支援を進める」こととされました。

このため、令和6年度予算案において上記の事業を拡充し、「基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援加算」を創設することとしています(別紙参照)。

つきましては、国立成育医療研究センターの「妊娠と薬相談センター」と連携して「妊娠と薬外来」を実施する拠点病院への委託により、相談支援の取組を実施していただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

また、実施にあたっては、都道府県医師会及び都道府県産婦人科医会等とも連携しながら管内の市区町村及び医療機関等の関係機関に事業内容を周知することで、本事業による支援を必要とする方に、妊婦健診等を実施する産婦人科医や基礎疾患に係る治療等を実施する内科医等からも適切に情報提供が行われるよう、体制構築に努めるようお願いいたします。

照会先

こども家庭庁 成育局 母子保健課

T E L: 03-6862-0413

E-mail: boshihoken.kakari@cfa.go.jp

(別 紙)

「性と健康の相談センター事業」における
「基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援加算」

① 目的

基礎疾患を抱える妊産婦や妊娠を希望する女性等に対して、妊娠・授乳中の薬物治療に関する相談支援を推進することを目的とする。

② 内容

妊娠・授乳中の薬物治療に関する相談支援体制を都道府県単位で整備するため、国立成育医療研究センターの「妊娠と薬情報センター」と連携して全国 47 都道府県の妊娠と薬情報センター拠点病院（以下「拠点病院」という。）に設置された「妊娠と薬外来」が実施している、妊娠・授乳中の薬物治療に関して不安を持つ女性等に対する相談支援について、都道府県の「性と健康の相談センター事業」が拠点病院に委託して実施する。

③ 実施主体

都道府県

④ 対象者

基礎疾患を抱える妊産婦や妊娠を希望する女性等

⑤ 拠点病院

国立成育医療研究センターのホームページに掲載されている「妊娠と薬外来一覧」に記載されている医療機関

(URL)

<https://www.ncchd.go.jp/kusuri/popwindow.html>

⑥ 留意事項

ア 当該相談支援は、国立成育医療研究センターの「妊娠と薬情報センター」と連携する拠点病院に委託して実施すること。なお、拠点病院への委託額は当該相談支援の費用の 7 割相当額を限度とし、残りは対象者の自己負担とすること。

イ 本事業の実施にあたって都道府県は、都道府県医師会及び都道府県産

婦人科医会等とも連携しながら管内の市区町村及び医療機関等の関係機関に事業内容を周知することで、本事業による支援を必要とする方に、妊婦健診等を実施する産婦人科医や基礎疾患に係る治療等を実施する内科医等からも適切に情報提供が行われるよう、体制構築に努めること。

- ウ 拠点病院においては、別添の「基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援実施票」（以下、「実施票」という。）を作成し、委託元の都道府県に提出すること。
- エ 都道府県は、拠点病院より提出された実施票をとりまとめ、国庫補助の実績報告書とともに、こども家庭庁母子保健課に提出すること。
- オ 委託費の請求方法については、詳細は各都道府県と拠点病院間で定めることとするが、例えば相談者が拠点病院を受診し、拠点病院は患者が委託元の都道府県の居住者であることを確認した場合は、アに定める自己負担分の費用を相談者に請求し、実施票を自治体に提出することで、都道府県から委託費を受けることとする等、相談者の利便性に配慮した方法を検討すること。
- カ 拠点病院は、保険証などを用いて、相談者が委託元の都道府県の居住者であることを確認すること。